

大型切断機導入のお知らせ

弊社テクノロジーサーチ部にて、顕微鏡観察用試料を切断するための新しい切断機が導入されました。この新しい機器—メタカット251(ハルツオック・ジャパン株式会社)—は、切断砥石による湿式切断機。直径10cmまでの固体試料であれば、定型不定形を問わず容易かつ迅速に切断することができます。試験的に切断した一辺約5cmの鋼材(写真右下)はおよそ3分で切断終了、その断面は鏡面に近く切断精度の高さがうかがわれます。



これまで大きな固体試料の切断は、のこぎりをを用いて人力で行ってきたため、場合によっては切断を断念することもありましたが、本機の導入により作業効率・許容範囲が大きく向上しました。断面観察等のご相談・ご依頼どしどしお寄せ下さい。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律関連基準が一部改正されました

昨年10月に水質汚濁防止法に基づくトリクロロエチレンの排水基準が改正されたことを受けて、平成28年6月20日環境省令第16号により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等におけるトリクロロエチレンの各基準が変更されました。同省令は平成28年9月15日から施行されます。変更内容は以下のとおりです。

省令等	対象等	改正前	改正後
特別管理産業廃棄物の判定基準(廃棄物処理法施行規則第1条の2)	・廃溶剂の処理物(廃酸・廃アルカリ) ・廃酸・廃アルカリ又はその処理物	3mg/L 以下	1mg/L 以下
	・廃溶剂の処理物(廃酸・廃アルカリ以外) ・汚泥又はその処理物(廃酸・廃アルカリ以外)	0.3mg/L 以下	0.1mg/L 以下
金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令	・最終処分場に埋立処分する汚泥又はその処理物	0.3mg/kg 以下	0.1mg/kg 以下
	・海洋投入処分する有機性汚泥又は動植物性残さ	0.3mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	・海洋投入処分する無機性汚泥	0.03mg/L 以下	0.01mg/L 以下
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	・放流水基準(管理型)	0.3mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	・地下水基準(全処分場共通) ・浸透水基準(安定型)	0.03mg/L 以下	0.01mg/L 以下

水質汚濁防止法における排水基準が一部改正されました

水質汚濁防止法による排水基準のうち、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物およびアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については暫定排水基準が設けられていますが、その適用期限が平成28年6月30日までとなっていることから、平成28年7月1日以降の暫定排水基準について新たに定める省令が出されました(平成28年6月16日環境省令第15号)。暫定基準が設定されている主な業種とその内容は以下のとおりです。

業種	ほう素及びその化合物		ふっ素及びその化合物		アンモニア、アンモニウム、亜硝酸及び硝酸化合物	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
畜産農業					700mg/L	600mg/L
粘土(うわ薬)かわら製造業	120mg/L	一般基準	一般基準	一般基準	一般基準	一般基準
ほうろう鉄器製造業 ほうろううわ薬製造業	50mg/L	40mg/L	15mg/L	12mg/L		
電気めっき業	排水量50m ³ 以上	40mg/L	30mg/L	15mg/L	300mg/L	一般基準 (100mg/L)
	排水量50m ³ 未満		50mg/L	40mg/L		
貴金属製造・再生業	50mg/L	40mg/L	一般基準	一般基準	3000mg/L	2900mg/L
旅館業	500mg/L	500mg/L	50mg/L	50mg/L		
下水道業(モリブデン、ジルコニウム化合物製造業排水受入)	一般基準	一般基準	一般基準	一般基準	150mg/L	130mg/L



株式会社 **コーエキ**

〒394-0031 長野県岡谷市田中町三丁目3-24
TEL 0266-23-2155 FAX 0266-23-0733
URL <http://www.e-koeki.co.jp>
E-mail info@e-koeki.co.jp

計量証明事業長野県登録第環境5号・45号・68号
水道水検査厚生労働大臣登録第69号
作業環境測定機関登録20-3号
土壤汚染状況調査指定機関 環 2003-4-1002
建築物飲料水水質検査業 長野県4水第17号